

# 国際健身気功段位制（試行）

## 第一章 総則

第一条 健身気功練習者の技術理論レベルを科学的に評定し、健身気功種目の標準化を強化し、各国の健身気功愛好家のニーズを満たし、健身気功の国際交流を促進するために、本規則を制定する。

第二条 健身気功練習者は国際健身気功段位取得を申請することができる。

第三条 健身気功段位取得申請者は健身気功活動を愛し、文明的に練習し、科学的に健康を維持し、功德修養を重視し、人徳良好でなければならない。

第四条 国際健身気功段位制は段前級位、段位、および栄誉段位に分ける。

段前級位：一級、二級、三級

初級段位：一段、二段、三段

中級段位：四段、五段、六段

高級段位：七段、八段、九段

栄誉中段位：四段、五段、六段

栄誉高段位：七段、八段、九段

第五条 国際健身気功段位制は申請・承認制度を実行する。適格な会員団体が申請を提出し、国際健身気功連合会の承認を得て委託協議書を締結した後、段位制試験と審査業務を実施する。受託団体が取得した授權を第三者に譲渡するときは、事前に国際健身気功連合会の同意を得なければならない。

段前級位と初級段位は国際健身気功連合会会員団体が許可して授与する。

中級段位、高級段位および栄誉段位は国際健身気功連合会が許可して授与する。

自国(地域)でまだこの業務を展開していないときは、昇級者は国際健身気功連合会に申請することができる。

第六条 国際健身気功七段以下の段位取得申請者（七段を含む）は、相応の審査承認権限を有する会員団体が行う段位試験を受けなければならない。

段前級位と初級段位試験は国際健身気功連合会会員団体が行う。

中級段位試験は国際健身気功連合会と会員団体が共同で行う。高段位試験は国際健身気功連合会が行う。

国際健身気功連合会は条件を備えた団体に段前級位と初段位試験を行う権限

を付与することができる。

## 第二章 試験申告

第七条 健身気功段位試験は理論試験と功法技術試験から構成される。功法技術試験は国際健身気功連合会が普及の健身気功功法を採用する。

- (一) 理論試験は 100 点満点制で、本の持込み参照は不可。
- (二) 功法技術試験は A、B、C、D、E の 5 段階に分けられ、現場で練習採点方式を採用する。採点基準は中国健身気功協会が 2012 年に承認出版した『健身気功競技規則』の関連規定に基づく。

A 段階の基準 9 点以上

B 段階の基準 8 点以上

C 段階の基準 7 点以上

D 段階の基準 6 点以上

E 段階の基準 6 点未満

第八条 技術試験の審査員による採点は、A 組審判員による減点（動作規格）、B 組審判員による加点（実演水準）、および主審による減点を含む。昇級受験者は国際健身気功連合会が規定する服装を着用し、指定された練功機材を使用して試験を受け、試験場の各規定を厳格に守らなければならない。

段位試験の全過程を録画し、昇段申請書、電子資料及び試験録画は 3 年以上保存しなければならない。国際健身気功連合会は試験の組織状況を抜き取り検査する権利がある。

第九条 功法技術試験は 5 名で審査評価チームを構成し、審査員は国際健康気功連合会により統一的に訓練を受け、資格証明書が発給され、資格証明書を持って着任する。初級段位審査員は 4 段以上の段位または国際 C 級以上の健身気功審判員資格を持たなければならない。中級段位試験審査員は 7 段以上の段位または国際 B 級以上の健身気功審判員資格を持たなければならない。高級段位試験審査員は 8 段以上の段位および国際 A 級以上の健身気功審判員資格を持たなければならない。

第十条 国際健身気功級位、段位の取得を申請するには、以下の条件を備えなければならない。

- (一) 国際健身気功段前一級の取得申請に必ず具備すること：  
健身気功 1 種目の講習会参加修了証書を所属会員団体から取得する。
- (二) 国際健身気功段前二級の取得申請に必ず具備すること：  
健身気功 2 種目の講習会参加修了証書を所属会員団体から取得する。

(三) 国際健身気功段前三級の取得申請に必ず具備すること：  
健身気功 3 種目の講習会参加修了証書を所属会員団体から取得する。

(四) 国際健身気功一段段位の取得申請に必ず具備すること：  
国際健身気功段前 3 級証書を取得して満 2 年になる、或いは参加学習した健身気功 1 種目の功法技術試験の成績が C 段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人 3 等賞を受賞する、或いは本功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する。

(五) 国際健身気功二段段位の取得申請に必ず具備すること：  
1. 国際健身気功一段段位証書を取得して満 1 年になる。  
2. 参加学習した健身気功 1 種目の功法技術試験の成績が B 段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する、或いは本功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 1 等賞を受賞する。  
参加学習した健身気功 2 種目の功法技術試験の成績が C 段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人 3 等賞を受賞する、或いは本功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する。

(六) 国際健身気功三段段位の取得申請に必ず具備すること：  
1. 国際健身気功二段段位証書を取得して満 1 年になる。  
2. 参加学習した健身気功 2 種目の功法技術試験の成績が B 段階に達する、或いはこの 2 種目の功法について国際健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する、或いはこの 2 種目の功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 1 等賞を受賞する。  
参加学習した健身気功 3 種目の功法技術試験の成績が C 段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人 3 等賞を受賞する、或いは本功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する。

(七) 国際健身気功四段段位の取得申請に必ず具備すること：  
1. 国際健身気功三段段位証書を取得して満 2 年になる。  
2. 参加した健身気功中段位理論試験の成績が 60 点に達する。  
3. 参加学習した健身気功 1 種目の功法技術試験の成績が A 段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人 1 等賞を受賞する。  
参加学習した健身気功 2 種目の功法技術試験の成績が B 段階に達する、或いはこの 2 種目の功法について国際健身気功交流競技大会で個人 2 等賞を受賞する、或いはこの 2 種目の功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人 1 等賞を受賞する。

(八) 国際健身気功五段段位の取得申請に必ず具備すること：  
1. 国際健身気功四段段位証書を取得して満 2 年になる。  
2. 参加した健身気功中段位理論試験の成績が 70 点に達する。  
3. 参加学習した健身気功 2 種目の功法技術試験の成績が A 段階に達する、或いは 2 種目の功法について国際健身気功交流競技大会で個人 1 等賞を受賞す

る。

参加学習した3番目の健身気功功法技術試験の成績がB段階に達する、或いは本功法について国際健身気功交流競技大会で個人2等賞を受賞する、或いは本功法について大陸間健身気功交流競技大会で個人1等賞を受賞する。

(九) 国際健身気功六段段位の取得申請に必ず具備すること：

1. 国際健身気功五段段位証書を取得して満2年になる。
2. 参加した健身気功中段位理論試験の成績が80点に達する。
3. 参加学習した健身気功3種目の功法技術試験の成績がA段階に達する、或いは3種目の功法について国際健身気功交流競技大会で個人1等賞を受賞する。
4. 健身気功の学術研究において一定の成績を収めた。
5. 健身気功の国際的な推進普及に一定の貢献をした。

(十) 国際健身気功七段段位の取得申請に必ず具備すること：

1. 国際健身気功六段段位証書を取得して満3年になる。
2. 参加した健身気功高段位理論試験の成績が60点に達する。
3. しっかりした健身気功理論の基礎を持ち、適時に健身気功項目の技術的理論的發展の最前線動向を把握することができる。
4. 独立して4種目以上の健身気功を教授する能力を有し、国際健身気功連合会技術委員会が委任した国際健身気功の教学或いは審判任務をたびたび引き受け、態度が積極的で、裁定が公正で、教学効果が良好である。
5. 一つの健身気功科学研究プロジェクトを主催して成し遂げる、また著者として公開学術定期刊行物（『健身気功』雑誌を含む）に3本以上の健身気功学術論文を公表する。あるいは主要著者として1冊以上の健身気功専門著書、教材の編纂に参加したことがある。

(十一) 国際健身気功八段段位の取得申請に必ず具備すること：

1. 国際健身気功七段段位証書を取得して満5年になる。
2. 比較的高い健身気功の学術的造詣があり、適時に健身気功および関連学科の發展最前線動向を把握することができ、健身気功理論と技術の發展に顕著な貢献をする。
3. 6種目以上の健身気功を十分教授することができる。国際健身気功連合会技術委員会が委任した国際健身気功の教学或いは審判長以上の職務をたびたび引き受け、国際健身気功界に大きな影響を持っている。
4. 二つ以上の健身気功科学研究プロジェクトを主催して成し遂げる、また著者として公開学術定期刊行物に4本以上の健身気功学術論文を公表する。あるいは主要著者として2冊以上の健身気功専門著書、教材の編纂に参加したことがある。
5. 健康気功の国際交流の促進に多大な貢献をする。

(十二) 国際健身気功九段段位の取得申請に必ず具備すること：

1. 国際健身気功八段段位証書を取得して満7年になる。

2. 国際健身気功界で高い威信と卓越した貢献をする。

(十三) 国際健身気功の普及に顕著な貢献をした人は、会員組織が国際健身気功連合会の許可を得た後、相応の健身気功栄誉段位を授与する。

栄誉中段位：国際健身気功普及の仕事に5年以上従事し、2000人以上の学生を訓練した人、本地域の健身気功事業の発展に大きく貢献し、健身気功イベントを3回以上協賛支持した人。

栄誉高段位：国際健身気功の普及に多大な貢献をした人、国際健身気功科学研究に重要な貢献をした専門家。

### 第三章 承認授与

第十一条 健身気功段位制理論試験、功法技術試験および学術貢献資料審査合格者は、国際健身気功連合会及び所属する相応の審査許可権限を有する会員組織で審査委員会を構成して、申告資料を審査した後、相応の健身気功級位、段位を授与することを承認する。

第十二条 国際健身気功段位制審査委員会の構成要件は以下の通りである。

(一) 高級段位審査委員会の委員は国際健身気功合会が任命し、人数は7人で、その中8段以上の人数は3人以上である。

(二) 中級段位審査委員会の委員は、国際健身気功連合会が任命し、人数は5人又は7人で、そのうち7段以上の人数は3人以上である。

(三) 級位及び初級段位審査委員会の委員は国際健身気功連合会会員組織によって任命され、人数は5人又は7人で、そのうち4段以上の人数は3人以上である。

第十三条 審査委員会は各段位の審査基準と照らし合わせて、申告資料を逐一審査し、具体的な審査意見を書き出し、審査委員が統一的に署名した後、相応の審査許可権限を持つ会員組織が承認または不承認の決定を行う。

第十四条 健身気功段位の授与を申請する者は、相応の承認権限を持つ会員組織に次のものを提出しなければならない：

- (一) 健身気功段位申告書
- (二) 本人身分証明書のコピー及び最近の2インチ無帽写真3枚
- (三) 授与された国際健身気功段位証明書
- (四) 獲得した競技成績証明書
- (五) 相応の国際段位試験合格証明書

- (六) 相応の段位規定の学術・科学研究成果と国際普及に貢献した資料、
- (七) 審査認定料金。

#### 第四章 処罰の約定

第十五条 国際健身気功段位取得者に次のいずれかの状況が発生した場合、当該審査承認団体は、その情状の程度に応じてその者を批判、教育し、間違いを正すよう命じ、さらには段位称号を取り消す。

- (一) 所在国の法令に抵触し、社会に悪影響を与える。
- (二) 「国際健康気功連合会規則」に違反し、国際健身気功交流普及業務に悪影響を引き起こす。
- (三) 非正常な手段を用いて段位称号を取得する。
- (四) 個人道徳の腐敗により健身気功、国際健身気功連合会の名誉を損ない、経済損失を招く。

第十六条「国際健身気功段位制」は国際健身気功段位制実施業務の共通の基準であり、もし以下の状況が発生した場合、国際健身気功連合会は会員組織の国際健身気功段位審査資格を取り消すことができる。

- (一) 国際健身気功連合会及び会員組織の正常業務を妨害する。
- (二) 健身気功及び国際健身気功連合会の深刻な名誉及び経済損失を招く。
- (三) 各種の原因により正常に段位審査が実施できない。
- (四) 委託協議書及び審査業務に関する規定に違反する。
- (五) 同意なしに委託協議書を譲渡する。

第十七条 処罰の約定により契約組織又は個人を処罰する場合には、当時者の組織又は個人は、本規則に基づいて解釈する権利を有する。

#### 第五章 その他事項

第十八条 国際健身気功級位と段位を取得申請するためには、必ず審査認定料金を納付しなければならない。具体的な標準料金は以下の通りである。

段前級位：一級 10 米ドル、二級 20 米ドル、三級 30 米ドル。

初級段位：一段 40 米ドル、二段 50 米ドル、三段 60 米ドル；

中級段位：四段 80 米ドル、五段 100 米ドル、六段 120 米ドル；

高級段位：七段 200 米ドル、八段 300 米ドル、九段 400 米ドル。

第十九条 段位審査認定料金の収入は審査許可権限と委託協議に基づき、国際健身気功連合と会員組織が一定の割合で分け、主に国際健身気功段位制の普及

と健身気功事業の発展に使用する。具体的な割合は次のとおりである。

(一) 段前級位審査認定料金は全額国際健身気功連合会会員組織に帰属する。

(二) 初級段位審査で国際健身気功連合会が計画したものは、認定料金総額の30%は国際健身気功連合会会員組織に帰属し、70%は国際健身気功連合会に帰属する。初級段位審査で国際健身気功連合会会員組織が計画したものは、認定料金総額の70%は国際健身気功連合会会員組織に帰属し、30%は国際健身気功連合会に帰属する。

(三) 中級段位の審査認定料金総額の40%は国際健身気功連合会会員組織に帰属し、60%は国際健身気功連合会に帰属する。

(四) 高級段位審査認定料金は全額国際健身気功連合会に帰属する。

第二十条 現地の健身気功事業の発展に著しく貢献をした者は、国際健身気功連合会の審査承認を経て、破格の昇進ができる。

第二十一条 国際健身気功段位取得者は、国際健身気功段位昇級試験委員を務めることができ、国際健身気功連合会が主催する各種健身気功競技会および講習会等の活動に優先的に参加することができる。国際健身気功審判員とコーチの等級を優先的に申告する。五段以上の段位を取得者は、国際健身気功の教学および訓練の資格を有する。

第二十二条 国際健身気功段位申告書、証明書、紋章と服装は中国健身気功協会に委託して統一的に製作する。証明書と紋章は会員組織が国際健身気功連合会より一括購入して授与し、段位の服装は昇段者が本人の希望により選択購入する。

第二十三条 本規則は国際健身気功連合会が責任をもって解釈する。

第二十四条 本規則は公布の日から実施する。